

1 地域自治区制度について	
(1) 地域自治区制度が導入された背景	<p>○地方分権改革の受皿となる基礎自治体は自己責任・自己決定の観点から、住民自治充実と協働の推進のための新しい仕組みが必要となり、地方制度調査会の答申により地域自治組織が提言された。</p> <p>○平成 17 年 4 月の合併 3 法による地域自治組織の法制化に伴い市町村合併が促進された。</p> <p>* 地方分権一括法の施行 * 第 27 次地方制度調査会の答申 * 合併 3 法の施行</p>
(2) 地域自治組織の比較	<p>【地域自治組織】 法人格を持つ合併特例区と、持たない*地域自治区</p> <p>【*地域自治区】 特別職の区長が置ける特例制度と、置くことができない一般制度</p> <p>【北見市の自治区制度】 市の条例に基づく方式</p>
(3) 地域自治組織の設置状況	<p>○平成 17 年 4 月の合併特例法施行後、旧合併特例法の経過措置期限の平成 18 年 3 月末までの 1 年間で、全国 61 の自治体が地域自治区を設置。(道内では士別市・名寄市・伊達市など 9 自治体で設置)</p> <p>○うち、条例により独自制度として定めたのは北見市と浜田市。</p>
(4) 地域自治区制度の先進事例	<p>【浜田市】 10 年間に限り自治区と区長(副市長)を設置 副市長条例で、本庁所管以外の副市長は自治区長と呼称させ、権限は副市長と同格だが、給与に格差をつけている。</p> <p>【豊田市】 地域協議会と総合支所を設置。都市内分権を推進</p> <p>【上越市】 区長は置かず協議会委員の準公選制を選択</p> <p>【石狩市】 4 年間のみ事務所の長に代えて特別職の区長を配置</p> <p>【伊達市】 旧大滝村にのみ地域自治区設置(区長は置かず)</p>
(5) 北見市の自治区制度と課題	<p>○自治区設置条例で、期限を設けず自治区・自治区長等を設置。</p> <p>【自治区長】 地方自治法第 161 条に規定する副市長</p> <p>【まちづくり協議会協】 地方自治法第 138 条の 4 に規定する附属機関</p> <p>【総合支所】 地方自治法第 155 条に規定する支所</p> <p>○財政健全化や行政改革、定員適正化といった課題と調和した自治区制度へ成熟させることが必要。</p> <p>* 合併協定 「自治区制度は存続を前提に見直しができる」 * 付帯意見 「区長は一般職を含めた工夫ある対応を求める」</p>

